

道指定キナシベツ湿原鳥獣保護区

指定計画書（案）

令和 2 年（2020年） 7 月 28 日

北 海 道

1 保護に関する指針等

(1) 道指定鳥獣保護区の名称

キナシベツ湿原鳥獣保護区

(2) 道指定鳥獣保護区の区域

釧路市音別町直別3番、25番、26番、27番1、28番、同市音別町直別原野基線1番、2番1、3番、4番1、2、7番1、3、4、同市音別町直別原野東1線2番、4番、8番1及びこれらに隣接する道路敷地

(3) 道指定鳥獣保護区の存続期間

令和2年（2020年）10月1日から令和12年（2030年）9月30日まで（10年間）

(4) 道指定鳥獣保護区の保護に関する指針

① 道指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

② 道指定鳥獣保護区の指定目的及び更新の理由

キナシベツ湿原鳥獣保護区は、釧路総合振興局管内西端の太平洋岸に位置し、直別川とキナシベツ川の河口に挟まれた草地からなる。隣接する低層湿原にはヨシ・スゲ群落にハンノキ林、海岸砂丘にはハマナスなどの海浜植生が広がりコケモモの群落が見られ、草地として開発された当該区域も河川は一部で改修されているが、なお原始的な雰囲気を有している。

また、タンチョウの繁殖地であり、オジロワシ等の希少鳥獣の飛来地として重要であることから、当該区域を鳥獣保護区に指定するものである。

管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図れるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2 道指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 66ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	3.44ha
農耕地	57.26ha
水 面	ha
その他	5.43ha

イ 所有者別内訳					
<u>国有地</u>		ha			
国有林	林野庁所管	ha	制限林	保安林	ha
				普通林	ha
	文部科学省所管	ha	砂防指定地	ha	
(以下所管省庁別に記載)				その他	ha
国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)				財務省	ha
				国土交通省	ha
<u>地方公共団体有地</u>		ha	都道府県有地	ha	
			市町村有地等	ha	
<u>私有地等</u>		66.13ha			
<u>公有水面</u>		ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
森林法	3.44	防風保安林	3.44

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 道指定鳥獣保護区の位置

釧路市に所在するJR北海道根室本線旧直別駅の南側に位置し、西側は釧路市と十勝郡浦幌町との境界と接している。

イ 地形、地質

海岸砂丘と低層湿原に隣接する人工草地で構成されている。湿原内にはキナシベツ川、ポンキナシベツ川が蛇行し海岸近くで方向を変え海岸と平行に流下し、直別川と合流し太平洋に注いでいる。

ウ 植生の概要

近隣の海岸砂丘はハマナスが広がり、コケモモ・ガンコウランなどの群落も存在し、東側に位置する低層湿原はヨシ・スゲ群落とこれに伴うハンノキ林が見られ、湿地性鳥類に良好な環境となっている。

エ 動物相の概要

隣接する原始的な湿原が残されておりタンチョウの繁殖が確認されており、当該地域も採餌等での利用が見られる。また、オジロワシも飛来するなど多種多様な鳥獣が生息している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域を含む釧路市音別町の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	H29年度	H30年度	R01 (H31)年度	
ヒグマ	2	3	3	牧草、デントコーン
ニホンジカ	1	1	2	牧草、デントコーン
カラス類	5	4	4	牧草、デントコーン
キツネ	2	2	2	生活環境被害

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 5本
- (2) 案内板 2基

6 更新計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区位置図及び区域図
- (2) 道指定鳥獣保護区面積内訳表（別紙1）
- (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (5) 農業振興地域との調整調書（別紙4）